

19年中に所得が減って所得税が課されなくなった方へ

所得変動による住民税の還付には

申告が必要です

税源移譲により、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更によって税負担の増加の影響だけを受ける方については、すでに納付されている平成19年分の住民税額から、税源移譲により増額となった住民税相当額を還付します。

この還付を受けるためには、申告をする必要があります。

● 申告方法

「減額申告書(※)」および「印鑑」をお持ちのうえ、伊奈庁舎



税務課で申告してください(日曜日開庁時および谷和原庁舎での受け付けはできません)。

なお、申告先は、平成19年度分住民税を課税した市区町村(平成19年1月1日現在に住まわっていた市区町村)となりますので、他の市区町村から転居されてきた方は、申告先をお間違えにならないようご注意ください。また、郵便で提出することもできます。

● 申告期間

7月1日(火)～31日(土)(日祝日を除く)
午前9時～午後4時

※「減額申告書」は、平成20年度(平成19年分)の確定申告、住民税の申告をされている方や、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されている方のうち、還付の対象となる方に

お送りします(6月下旬送付予定)。

- 次の方は適用されません
 - ▼ 平成19年中に亡くなられた方
 - ▼ 海外へ転出されて、平成20年1月1日現在に国内に住まわっていない方
 - ▼ 寄付控除額などの人的控除(配偶者控除、扶養控除、基礎控除)以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによって所得税が課税されなくなった方

◆ 問い合わせ先
伊奈庁舎税務課
☎ 58-2111
(内線 1132～1134)

所得変動のモデルケース

◆ 夫婦給与収入500万円の場合 ◆

(単位：円)

	平成18年(度)	平成19年(度)
所得税	220,000	122,500
住民税	130,000	227,500
合計	350,000	350,000

平成19年(度)の所得税が出ない場合



還付されます

	平成18年(度)	平成19年(度)	差 額
	税源移譲前の税率を適用	税源移譲後の税率を適用	
所得税	0	0	0
住民税	130,000	227,500	97,500
合計	350,000	227,500	97,500